

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

さらに、伝統の継承と三好市・東みよし町を体験するまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、三好市、三好郡東みよし町

3. 地域再生計画の区域

三好市及び徳島県三好郡東みよし町の全域

4. 地域再生計画の目標

当区域は、徳島県の西部地域で、北部は阿讃山脈、南部は四国山地、その中央部には吉野川が流れる自然豊かな地域で、四国の各県と隣接する地理的特性をもっている。区域には、日本百名山に数えられる西日本第2位の高峰「剣山」をはじめ、吉野川の景勝地である「大歩危・小歩危」、「美濃田の淵」、その支流にある「祖谷溪」などの豊かな自然とともに、日本三大秘境のひとつである「祖谷」地方の「かずら橋」や、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている、「落合集落」、区域各地に残る「平家落人伝説」や「妖怪伝承」などの歴史文化や、「祖谷そば」、「清酒」など風土が育てた伝統的特産品など、多くの優れた地域資源を有している。その他にも「ハイウエーオアシス」や、温泉・農山村体験施設や四国最古のスキー場「井川スキー場腕山」など、多種多彩な文化的遺産や観光資源を保有している。

しかしながら、これらの観光資源は当区域内に点在するため、相互に連携して効率的な利用を図るまでには至っていない。そのため、当区域を訪れる観光客の観光形態は、通過型、立寄り型の色合いが強く、地域経済の活性化に十分な寄与ができていないという課題を抱えている。今後、観光産業を将来のリーディング産業と位置付けて「秘境 祖谷」を中心とした魅力的な観光資源を効果的に全国発信し、観光地としてのブランド化を図っていくためには、点在する観光資源の相互ネットワーク化を図る必要がある。

一方、当区域内の人口については、昭和35年から平成17年の国勢調査の全期にわたり、自然減少と社会的減少が相まって人口減少が継続している。平成20年8月に徳島県過疎対策研究会がとりまとめた「過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな対策について『徳島からの提言』」の調査報告によると、今後も年少人口と生産年齢人口は減少し、過疎が進行すると予測されている。その一方で、老年人口は増加しており、平均寿命の伸長に伴い、高齢化の一層の進行が予想されている。過疎地域である当区域が、今後も豊かな国土形成や我が国の持続的な発展に貢献していくためには、地域を支える必要な人材を確保し、国土・環

境保全などの役割を積極的に果たしていくことが重要である。加えて、産業活動等の面で、都市部との交流を活発にし、様々な恩恵を過疎地域にもたらすなどの互いが共生する仕組みも構築しなければならないと考えている。

森林・林業の状況については、当区域面積の大部分を林地が占め、中でも人工造林された森林においては、ここ40年で森林資源量が約三倍に増え緊急間伐を要する対象林が多くを占めている。反面、木材価格の低迷などにより、ここ数年に林業経営体が減少したことや、林業の担い手不足と高齢化の現状が浮き彫りとなり林業生産基盤整備の立ち遅れ等から、生産性意欲の減退が起り、適切な森林の保全と管理が十分に行われていない。この状況を改善するため、林業生産・木材加工・木材消費の各分野での利用拡大を目指す。特に林業生産では間伐団地の規模を拡大し効率的な増産を図るほか、先進機械を活用した新生産システムの普及、人材育成などを進める。木材加工では高率的な流通体制の整備・商品開発、木材消費では県産材利用量を10年間で倍増させるための「県産材倍増10UP運動」の展開や県外・海外への販路拡大を図り、地域林業・木材関連産業に希望や意欲が持てる定住環境の構築を図っていく。

農業については、平坦地域では水田を中心とした農業が営まれ、地域の大部分を占める中山間地域では、野菜（夏秋いちご・トマト等）、果樹（ゆず・すだち）、花卉栽培（ユリ・蘭等）、畜産等、多種多様な作型と作目で農業が展開され、山間部では、そば、きび、こんにゃく、ごうしょ芋、ウド、タラの芽、紅葉等の彩り類をはじめとした多くの特産物が生産され、本地域は徳島自動車道や明石海峡大橋及び瀬戸大橋の開通により、四国と京阪神及び中国経済圏の重要な生鮮食糧供給基地としての役割を担っている。しかし、農業にも、高齢化・担い手不足の波が打ち寄せてきており、営農の拡大・効率化を図ろうとする意欲的な農家も多く存在するが、地域内の道路の幅員が狭く改良工事も進んでいないため通行の危険性も高く、農産物や生産資材の運搬等に支障をきたしていることから、効率的な農業が展開できず、営農意欲の衰退となって現れ、耕作放棄地の増加・農村地域の活力の低下を生じている。それに伴い、本地域の重要な観光資源である日本の原風景ともいわれる農山村景観を形成し、体験型観光のフィールドとなる農地・集落の荒廃が進んでいるため、農業の活性化により、観光の基盤となるほんものの田舎（農山村景観）を保全していく必要がある。

本地域再生計画では、これら地域の課題を解決するために、必要なインフラである市町道・林道・広域農道の一体的な整備による農業・林業・観光業のネットワーク化を構築し、恵まれた風土の保全と活用による滞在型観光を一層推進するとともに、地域の基幹を成す農林業を活性化させることで地域の再生を図る。また、これらの取組を踏まえ、地域住民が、地域特質や資源を活かしたまちづくりに積極的に「参画」し、いつまでも住み続けたいくなるまち、また、訪れる人が幾度となく足を運びたいくなるまちづくりを進め、地域の恒久的な発展を目指す。

- (目標1) 森林整備の促進
搬出間伐材積量
1,690m³(平成20年度) → 3,000m³(平成26年度) 77%の増加
- (目標2) 住民ニーズに対応するまちづくり支援措置
道路整備により区域住民の安全・安心度の向上(道路改良率)
34.9%(平成20年度) → 52%(平成26年度) 17%の向上
- (目標3) 増大・多様化する観光・レクリエーションニーズへの対応措置
道路整備により区域内での観光客移動時間改善による満足度の向上
(井川池田IC・吉野川SAスマートICより各目的地までの平均時間)
107分(平成20年度) → 91分(平成26年度) 15%の短縮
- (目標4) 農道整備による農産物の販売・集出荷施設への輸送時間短縮
輸送時間の41%短縮(整備区間)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

基幹産業である林業の活力を取り戻すとともに、先進林業機械の導入による新生産システムの普及や人材育成により森林整備を推進するため、必要な林内路網整備として、「林道川崎国見山線」、「林道下名栗山線」、「林道田ノ内坂瀬線」、「林道檜尾阿佐線」、「林道日和茶坂瀬線」、「林道小祖谷三加茂線」、「林道峰根津木線」、「林道塩塚栗山線」、「林道岩戸冬谷線」、「林道大枝線」、「林道大藤古野線」、「林道岸上石木線」の開設を行う。

また、木材の運搬や林業従事者、地域住民等の通行時の安心・安全を確保する観点から、「市道漆川橋大和線」、「市道川崎線」、「林道小祖谷三加茂線」、「林道釣井中尾線」、「林道松尾線」、「林道谷間豊永線」、「市道敷ノ上西山線」、「市道真鈴1号線」、「市道太刀野山大屋敷線」、「市道黒川線」、「市道小島佐野線」、「町道官行造林線」、「林道増川線」、「林道中屋線」、「林道檜ノ休場線」、「林道小川平線」、「林道光兼峰線」、「林道阿佐名頃線」、「林道白井線」、「林道深淵落合線」、「林道熊谷線」、「林道京柱線」、「林道三蔵窪線」の改良や舗装を行う。

周遊型、滞在型観光交流を確立するため、「井川スキー場腕山」へのアクセス道として「市道了簡久保線」を改良すると共に、当区域の代表的な観光資源である「祖谷かずら橋」とその周辺や、「落合集落(国の重要伝統的建造物群保存地区)」などでは、行楽シーズンに観光客が集中しており、周辺の交通渋滞により通過に時間を要するため、他施設を巡る観光の妨げをなっている。

また地域住民の生活や経済活動においても支障をきたしている。そこで交通渋滞を解消し、周遊型観光が可能となるように、アクセス道等として「市道吾橋重末線」、「市道善徳東線」、「市道善徳下線」、「市道大枝線」、「市道久保

蔭線」、「市道奥ノ井線」、「市道栗山線」を改良すると共に、迂回路等としての整備を行う。

さらに、地域の基幹産業である農林産物の集出荷をスムーズにし、担い手の育成、耕作放棄地の減少化、農業経営を支援するため「広域農道阿讃三好地区」の整備を行う。

(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道漆川橋大利線：道路法に規定する市道に昭和58年3月16日に認定済み。
- ・市道川崎線：道路法に規定する市道に昭和58年3月16日に認定済み。
- ・市道了簡下久保線：道路法に規定する市道に昭和60年3月13日に認定済み。
- ・市道吾橋重末線：道路法に規定する市道に昭和58年12月20日に認定済み。
- ・市道善徳東線：道路法に規定する市道に昭和58年12月20日に認定済み。
- ・市道善徳下線：道路法に規定する市道に平成9年3月19日に認定済み。
- ・市道敷ノ上西山線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道真鈴1号線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道太刀野山大屋敷線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道黒川線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道大枝線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道久保蔭線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道小島佐野線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道奥ノ井線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・市道栗山線：道路法に規定する市道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・町道官行造林線：道路法に規定する町道に平成22年3月29日に認定済み。
- ・広域農道：土地改良法に基づく事業計画が平成14年5月8日に確定済み。
- ・林道：森林法による吉野川地域森林計画（平成14年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- | | | |
|-------|-------------|---------------|
| ・市町道 | (三好市・東みよし町) | 三好市・東みよし町 |
| ・林道 | (三好市・東みよし町) | 徳島県・三好市・東みよし町 |
| ・広域農道 | (三好市・東みよし町) | 徳島県 |

[事業期間]

- ・市町道 (平成22～26年度)
- ・林道 (平成22～26年度)
- ・広域農道 (平成23～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町道 10.2km、林道 52.1km、広域農道 3.2km
- ・総事業費 5,922,133千円 (うち交付金 2,935,817千円)
- 市町道 2,128,300千円 (うち交付金 1,064,150千円)
- 林道 3,393,833千円 (うち交付金 1,671,667千円)
- 広域農道 400,000千円 (うち交付金 200,000千円)

(5-3) その他の事業

「さらに、伝統の継承と三好市・東みよし町を体験するまちづくり」を達成するため、地域再生法による道整備交付金の活用に加え、以下の事業を総合的かつ一体的に行う。

①観光施設の充実

- ・井川スキー場腕山の機能充実
四季を通じた観光の拠点として機能を充実させる。また、各種イベントの実施等により都市との交流を活性化させ、幅広い年齢層の利用アップを図り三好市を体験してもらう取り組みを行う。
[事業主体] 三好市
- ・松尾川温泉の機能充実
平成21年にオープンした松尾川温泉と隣接するしらさぎ荘を利用した湯治客が増えてきていることから、松尾川温泉を核に周辺の名勝「竜ヶ岳」の名水や紅葉狩りを求めて訪れる観光客や、「中津山」登山客などを滞在型観光につなげる企画、提案するなどの取り組みを行う。
[事業主体] 三好市
- ・かずら橋夢舞台の機能充実
「祖谷のかずら橋」を中心として、大型バスの駐車場を備えた「かずら橋夢舞台」において祖谷平家まつりで華麗な武者行列を再現するなど、各種イベントを開催し、都市住民との地域間交流の創出を図るとともに、近隣の「道の駅にしいや」、「祖谷秘境の湯」、「祖谷ふれあい公園」、「祖谷の襖からくり舞台」などと連携した周遊型観光を企画、提案するなどの取り組みを行う。
[事業主体] 三好市
- ・いやしの温泉郷の機能充実

四季を通じた観光の拠点として機能を充実させる。また、国際雪合戦四国大会など各種イベントの実施等により都市との交流を活性化させ、幅広い年齢層の利用アップを図り三好市を体験してもらおう取り組みを行う。

[事業主体] 三好市

- ・ハイウエーオアシスの機能充実

「川と親しむ活動拠点」として「美濃田の渚」、「吉野川ふれあい館」を活用し阿波踊りの定期開催など各種イベントの実施により、吉野川SAを訪れる観光客への観光情報ステーションとして、観光につなげる企画、提案するなどの取り組みを行う。

[事業主体] 東みよし町

②各種ソフト事業の充実

- ・文化庁の補助事業により西祖谷山地区の襖からくり修復

後山・有瀬・小祖谷・田ノ内・徳善の5ヶ所の襖絵が約300枚保存されており、祖谷からくり舞台保存会により復元し平成21年6月に完成した後山の舞台と徳善の仮設舞台で公演し先人の文化遺産の継承活動を行う。

[事業主体] 三好市

- ・大学の森の活用

全国大学生協所有の「大学の森」を森林の保全や林業の学習の場としての活用するほか、NPO法人JUONネットワークとともに実施している「森林の楽校」を継続的に開催し、森林・林業の学習林としての機能の充実強化を図る。

[事業主体] 三好市、吉野川三好流域林業活性化センター、三好西部森林組合

- ・イベントの充実

ウォーキング愛好者や家族連れに池田から西祖谷へとつづく祖谷溪の美しい景色・澄みきった空を体感してもらう「癒しの健康ウォーク」、その他に、「平家落人伝説探訪ウォーキング」、「祖谷名山縦走コース」、「大歩危観光ウォーキング」、「妖怪ウォーキング」などの開催や、秘境イベントめぐり旅として、こなき爺の伝説を後世に残し様々な妖怪が登場する「妖怪祭り」、の開催をはじめ吉野川の激流を最高に体験できる「ラフティグ」体験で、地域住民との交流を拡大させるなど、自然美豊かな地域をアピールするイベントを実施する。加えて周辺観光施設への誘客も図っていく。

[事業主体] 三好市

③広大な森林の整備

- ・森林環境保全整備事業の実施

造林、下刈り、間伐等を行うことで、森林資源の有効活用を図るとともに適正な森林の維持管理に資する。

[事業主体] 徳島県、三好市、三好西部・三好東部森林組合、徳島県林業公社

④搬出された木材の販路拡大

- ・SGEC（森林認証）制度の活用

平成21年5月に三好西部森林組合が認定事業体となっており、今後持続可能な森林管理を通じて森林環境の保全と循環型社会の形成に貢献し、信頼と安心を消費者に提供する。

また、地域材認証との連携で東祖谷小中学校の建築材として地産地消を目指す。

[事業主体] 三好西部森林組合、三好木材センター

- ・上下流連携いきいき流域プロジェクト事業

林業・木材産業の活性化等に向けて、地域材の利用拡大や安定供給体制を確立するため、当地域の吉野川流域（三好）林業活性化センターと香川県流域林業活性化センターが、県境を越える圏域での連携を強化し、高性能林業機械を活用した搬出間伐方法の定着や間伐団地の設定等に取り組むとともに、「香川ひのき」「徳島すぎ」といった地域材を活用した木造住宅利用を推進するため、住宅相談窓口の設置、建築用材の展示会等を実施する。

[事業主体] 吉野川三好流域林業活性化センター

⑤農地・農山村の保全

- ・徳島の農山村応援し隊事業、ふるさと“生き生き”交流事業農村側は活動フィールドや地域資源を提供し、都市住民、団体側は人材・アイデア・ネットワークを提供し、「協働」活動、新たな交流により農山村の保全・活性化を図っていく。

[事業主体] 徳島県、三好市、東みよし町、NPO等各種団体

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に調査を行い、状況を把握・公表するとともに、関係行政機関で「地域再生協議会」（仮称）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し